

議案第 4 9 号

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する等の条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する等の条例
(八幡浜市企業等誘致促進条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市企業等誘致促進条例（平成 2 8 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 老朽施設の更新 本市に既設の工場等を有する者が、その工場等の 1 棟 <u>全て</u> を滅失し、同一敷地内に新たな工場等を設置することをいう。 (7)～(10) (略) (事業者の指定) 第 8 条 市長は、工場立地に係る者について、前条の指定の基準に該当し、かつ、当該工場立地が本市産業の振興と雇用促進上適当と認めたときは、<u>その者（2 以上の事業者が共同して事業を開始しようとする場合を含む。）</u>を指定する。ただし、指定地域以外に工場立地した場合は、指定しないものとする。 2 (略) (奨励金の交付) 第 1 0 条 企業等立地促進奨励金については、<u>当該指定事業者が次の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを確認した後</u>に一括し	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 老朽施設の更新 本市に既設の工場等を有する者が、その工場等の 1 棟 <u>すべて</u> を滅失し、同一敷地内に新たな工場等を設置することをいう。 (7)～(10) (略) (事業者の指定) 第 8 条 市長は、工場立地に係る者について、前条の指定の基準に該当し、かつ、当該工場立地が本市産業の振興と雇用促進上適当と認めたときは、<u>その者</u> を指定する。ただし、指定地域以外に工場立地した場合は、指定しないものとする。 2 (略) (奨励金の交付) 第 1 0 条 企業等立地促進奨励金については、<u>操業開始に伴い当該指定事業者に係る市税等が完納された日以降に</u>一括し

て交付する。ただし、当該指定事業者に係る企業等立地促進奨励金の額が1億円を超えるとき又は市長が必要と認めるときは、5年以内の期間において分割して交付することができる。 <u>(1) 操業を開始した後であること。</u> <u>(2) 国税及び地方税について滞納がないこと。</u> <u>2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、同項第1号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、企業等立地促進奨励金の全部又は一部を前金払又は概算払により交付することができる。</u> <u>3</u> (略)	て交付する。ただし、当該指定事業者に係る企業等立地促進奨励金の額が1億円を超えるとき又は市長が必要と認めるときは、5年以内の期間において分割して交付することができる。 <u>2</u> (略)
--	--

(八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の廃止)

第2条 八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例（平成18年条例第20号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八幡浜市企業等誘致促進条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の八幡浜市企業等誘致促進条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた事業者について適用し、施行日前までに指定を受けた事業者については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に第1条の規定による改正前の八幡浜市企業等誘致促進条例の規定により指定を受けている事業者に対して施行日以後に交付する企業等立地促進奨励金については、改正後の条例第10条第1項及び第2項の規定を適用する。

(八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 施行日において現に第2条の規定による廃止前の八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の規定により指定を受けている者については、同条例の規定は、施行日後も、なおその効力を有する。

提案理由

奨励金の交付に係る支払い時期や方法を改めるとともに、データセンター等の大規模投資や進出形態の多様化に対応するため制度を一本化し、企業誘

致の更なる促進を図るため。